

日時場所 令和2年2月21日 午後2時00分 本庁舎 203中会議室

出席農業委員	11名	1番 福田 絹江	2番 石下富士男	3番 青木 渡	4番 高橋 和子
		5番 高橋久美子	6番 江連一彦	7番 田井 哲	8番 柴田美代子
		10番 星 一徳	11番 増 渕 勝		
欠席農業委員					
出席推進委員	18名	12番 川村 耕一	14番 齋藤 薫	15番 福田 隆徳	16番 加藤 英利
		17番 早川 文子	18番 小池 毅	19番 柏木 武	20番 神山 順治
		21番 福田 重勝	22番 岡部正一郎	23番 八木澤 清	24番 福田 正文
		25番 高村 充	27番 谷野 三枝	28番 福田登美子	30番 神山 隆治
		31番 福田 吉男	32番 阿久津正信		
欠席推進委員	1名				
		13番 渡邊 清美			
傍聴人	なし				

- | | | |
|-----|-----------|--|
| 第1 | 議事録署名人の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 報告第4号 | 農地法第4条の規定による許可書の交付について |
| 第4 | 報告第5号 | 農地法第5条の規定による許可書の交付について |
| 第5 | 報告第6号 | 農地法第18条（通知）について |
| 第6 | 議案第8号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第7 | 議案第9号 | 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| 第8 | 議案第10号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 第9 | 議案第11号 | 非農地証明願について |
| 第10 | 議案第12号 | 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について |
| 第11 | 議案第13号 | 農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について |
| 第12 | 議案第14号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について |

神長昇一事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席農業委員は、11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

また、渡邊清美推進委員から欠席する旨の報告がありましたので、推進委員につきましては、19名中18名の出席であります。

本日の傍聴人はいらっしゃいません。

星一徳議長

ただ今から、令和2年2月日光市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程につきまして、神長事務局長に朗読させます。

神長昇一事務局長

(議事日程を朗読した。)

星一徳議長

それでは、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、例に倣いまして、議長において指名いたしたいと思っておりますがご異議ございませんか。

(「なし。」との声あり)

星一徳議長

ご異議ございませんので、私、議長において指名いたします。2番石下富士男委員、3番青木渡委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の川村主幹を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたします。これにご異議ございませんか。

(「なし。」との声あり)

星一徳議長

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

星一徳議長

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

星一徳議長

日程第3 報告第4号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題といたしまして、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主任挙手)

星一徳議長

はい、鯉沼主任お願いします。

鯉沼慶主任

総会資料1ページをお開きください。

報告第4号 農地法第4条の規定による許可書の交付についてご説明いたします。先月の4条申請は1件ございました。許可書につきましても1件交付いたしました。申請人、土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は、令和2年1月21日。許可日及び指令番号につきましては、令和2年1月21日 日農委指令第4-8号で許可書を発行しております。以上でございます。

星一徳議長

はい、ご苦労様です。

ただ今、報告が終わりました。先月の分でございますが何かございましたらお受けいたします。

星一徳議長

よろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

星一徳議長

それでは次に移ります。

日程第4 報告第5号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主任挙手)

星一徳議長

はい、鯉沼主任お願いします。

鯉沼慶主任

総会資料2ページをお開きください。

報告第5号 農地法第5条の規定による許可書の交付についてご説明いたします。先月の5条申請は8件ございました。許可書につきましても8件交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は、令和2年1月21日。なお、3番と4番については3,000平米以上の案件ということで、1月28日に栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取をいたしまして、特に質問等もなく許可相当との意見をいただいております。許可日及び指令番号につきましては、1番及び2番が令和2年1月21日 日農委指令第5-43号及び44号、3番と4番が令和2年1月28日 日農委指令第5-49号及び50号、5番から8番が令和2年1月21日 日農委指令第5-45号から48号で許可書を発行しております。以上でございます。

星一徳議長

はい、ありがとうございます。

報告が終わりました。この件につきまして何かございましたらお受けいたします。

星一徳議長

よろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

星一徳議長

それでは次に移ります。

日程第5 報告第6号「農地法第18条(通知)について」を議題といたしまして、事務局の説明を求めます。

(小柳房雄副主幹挙手)

星一徳議長

はい、小柳副主幹。

小柳房雄副主幹

報告第6号 農地法第18条(通知)についてご説明いたします。総会資料は4ページから15ページとなります。本案件につきましては、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。今月は、基盤強化法第18条関係の合意解約が29件です。貸し人、借り人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。

なお、1番・2番が農業委員会、3番から26番までが日光市農業公社扱い、27番から29番が農地中間管理事業関係で県の農業振興公社に関する案件となります。以上報告となります。

星一徳議長

はい、ありがとうございます。

報告ではございますが、何かございましたらお受けいたします。

星一徳議長

中間管理権の解約後はどうなるのですか。

小柳房雄副主幹

27番と28番につきましては、県の公社で中間管理事業として要件を満たさないので解約となります。29番は後継者に耕作されるための解約なので、後程、配分計画に出てまいります。以上でございます。

星一徳議長

よろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

星一徳議長

それでは次に移ります。

日程第6 議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は、遊休農地対策部会が担当しておりますので、増淵部会長から全体説明をお願いします。

増淵勝農業委員

今月は、遊休農地対策部会が担当いたしました。2月19日に2班体制で現地調査を実施いたしました。第1班は福田重勝委員、早川文子委員、そして私増淵、事務局から神長局長、大島副主幹です。続いて第2班です。福田登美子委員、高橋久美子副部会長、星会長、事務局からは川村係長、鯉沼主任で現地調査を実施いたしました。

内容についてご説明申し上げます。農地法第3条の案件が3件。農地法第5条の案件が4件、非農地証明願について2件、合計9件です。

続いて、現地調査を実施した内容についての調査報告を説明される委員を申し上げます。議案第8号 農地法第3条1番・2番を早川文子委員3番を高橋久美子副部長。続いて、議案第10号 農地法第5条2番を事務局、3番を私増淵、4番・5番を福田登美子委員、6番を福田重勝委員。続いて、議案第11号 非農地証明願について1番が高橋久美子副部長、2番が事務局、3番が福田登美子委員以上の9件になります。

現地調査の詳細については、それぞれ担当された各委員が報告されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

福田絹江職務代理

ありがとうございます。それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(早川文子推進委員挙手)

福田絹江職務代理
早川文子推進委員

はい、早川委員どうぞ。

私は、議案第8号の1番を担当いたしました。譲渡人、譲受人、申請地については申請のとおりです。

位置図による説明です。申請地は矢野口地内。スポーツセンターがこちらにあります。スポーツセンターから北西へ2キロメートルに位置しております。

案内図による説明です。県道今市・氏家線、こちらに大室交差点があります。そこから2キロメートル入った地点に申請地があります。

公図による説明です。登記簿地目は田と山林、現況は田と畑です。5筆あります。田が2筆に畑が3筆で、こちらとこちらです。

契約内容は、所有者が市外の人なので実家に戻すための贈与です。この赤線の枠が申請地です。

写真です。こちらが申請地の田です。こちらも申請地の田畑です。

譲受人は、所有耕作農地を適切に管理し、家族2人で田畑を耕作しています。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

福田絹江職務代理

はい、ありがとうございます。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について増淵部長からご報告願います。

増淵勝農業委員

相続した農地を実家に戻すという贈与になります。特に問題はないという部会の統一見解です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

福田絹江職務代理

はい、ありがとうございます。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

福田絹江職務代理

ご意見等はないということよろしいですか。

(「はい。」との声あり)

福田絹江職務代理

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本案件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

特段ございません。

福田絹江職務代理

はい。それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

福田絹江職務代理

挙手全員です。よりまして、番号1番については、この原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(早川文子推進委員挙手)

福田絹江職務代理
早川文子推進委員

早川委員お願いします。

続いて、議案第8号の2番を担当いたしました。譲渡人・譲受人・申請地等については申請のとおりです。

位置図による説明です。今市・氏家線がこちらにあります。運動公園から県道を3キロほど進んだ所に申請地があります。

案内図による説明です。今市・氏家線がこちらです。こちらの方に小学校があります。小学校から県道今市・氏家線を3キロほど進み、宇都宮市堺より北へ700メートルほど進み、ここの所を右折し、280メートルほど行った所の右手に申請地があります。

こちらが公図です。登記簿地目は田、現況も田です。この赤線の枠が申請地になります。

契約内容は父から子への贈与です。譲渡人は農地を市内及び市外に所有しているため、農外の農業委員会へ農地法第3条を申請しており、総会は日光市と同じく21日になっております。また、譲受人は昨年利用権設定により農地を借り受け、今回贈与を受ける筆と合わせて五反歩要件を満たしております。譲受人は農地を初めて取得するため、営農計画書が提出されており、農地取得後は家族3人で水稻及び野菜の作付を行う予定です。

写真です。ここが申請地の田です。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

福田絹江職務代理

はい、ありがとうございました。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について増淵部会長からご報告願います。

増淵勝農業委員

親子間の贈与になります。別に問題はないという部会の統一見解です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

福田絹江職務代理

はい、ありがとうございました。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

福田絹江職務代理

ございませんか。

(「ありません。」との声あり)

福田絹江職務代理

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関し、何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

福田絹江職務代理

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番につきましては、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

福田絹江職務代理

はい、ありがとうございました。挙手全員でありますので、番号2番については、この原案のとおり許可することに決しました。

次に、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(高橋久美子農業委員挙手)

福田絹江職務代理

高橋久美子委員、どうぞ。

高橋久美子農業委員

私は、議案第8号の3番を担当いたしましたのでご報告いたします。

譲渡人、譲受人、申請地については申請のとおりです。

位置図による説明をしたいと思えます。申請地は日光市猪倉地内。小学校から南東へ約1キロメートルに位置した場所です。

案内図による説明をしたいと思えます。小学校から県道を約1.5キロメートルほど進み、左折し500メートルほど入った所の正面にあります。

申請地は2筆です。登記簿地目は田、現況も田です。今回は、父から息子への農地の贈与であります。譲受人は、3年ほど前から贈与を受ける農地を借り受け、アスパラガスの栽培を行っております。新規就農の給付金を受けているため、5年以内に農地を取得する必要があることから、今回の申請となりました。営農計画書も出ており、農地取得後も引き続きアスパラガスの栽培を行う予定です。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

福田絹江職務代理

ありがとうございました。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について増渚部会長からご報告願います。

増渚勝農業委員

本案件も親子間の贈与で、別に問題はないとの部会の統一見解です。ご審議のほどよろしく願います。

福田絹江職務代理

はい、ありがとうございました。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

星一徳議長
大島尚美副主幹

事務局、補足説明してください。

新規就農をするにあたって、農林課でそういった補助金がありまして、補助金を受ける要件として令和元年度からにつきましては、農地を借りるだけでもよかったのですが、それ以前に新規就農の給付金をもらう方については5年以内に農地を譲り受けなければならない。自分名義の農地にしなければいけないという決まりがあったものですから、今回の方に関しては、5年以内に農地を自分の名義にするということで、まだ3年なのですが早いうちに要件を満たしたいということで、贈与ということになりました。以上です。

星一徳議長
福田絹江職務代理

そのようなことだそうです。

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関し、何かございますか。

田井哲農業委員
福田絹江職務代理

ございません。

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号3番につきましては、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

福田絹江職務代理

はい、ありがとうございました。挙手全員でありますので、番号3番については、この原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、番号4番について事務局の報告を求めます。

大島尚美副主幹

議案第8号の4番につきましては、2月18日付けで再度農地の整理をしてから提出したいということで、取り下げ願いが提出されておりますのでご報告いたします。以上です。

福田絹江職務代理
星一徳議長

はい、ありがとうございました。

それでは、日程第7 議案第9号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題とし、事務局の報告を求めます。

(鯉沼慶主任挙手)

星一徳議長
鯉沼慶主任

はい、鯉沼主任。

総会資料20ページをお開きください。

議案第9号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてご説明いたします。

この案件は、太陽光発電を目的として平成30年12月20日に転用許可を受けておりましたが、太陽光発電設備建設に支障をきたし、当初の計画を遂行

できなくなりました。今般、継承者が計画を引き継ぎ、事業を遂行したく申請がありましたので、継承者の変更をするものです。

なお、事業計画変更後の5条許可申請につきましては、総会資料21ページの2番にて審議いたしますのでよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ただ今、報告が終わりました。内容については5条申請でとのことですので、採決いたします。議案第9号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、この原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、議案第9号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、この原案のとおり変更妥当とすることに決しました。

続きまして、日程第8 議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、事務局の報告を求めます。

(鯉沼慶主任挙手)

星 一 徳 議 長

はい、鯉沼主任。

鯉 沼 慶 主 任

総会資料21ページの1番をご覧ください。

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、1番の案件の願い出人から本人都合により2月20日付けで取り下げ願いが提出されましたのでご報告いたします。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

続きまして、番号2番について、事務局の報告を求めます。

(鯉沼慶主任挙手)

星 一 徳 議 長

はい、鯉沼主任。

鯉 沼 慶 主 任

番号2番をご覧ください。

この案件は、議案第9号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請につきまして、転用事業者を変更し、5条申請を改めてするものです。

なお、2月13日に事務局の方で現地の撮影をしてきましたので、現況につきましては、後程説明いたします。

譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。

まず、位置図についてですが、申請地は中学校の南約900メートルに位置します。

案内図ですが、公民館から主要地方道宇都宮・船生・高德線を南に300メートルほど進んで、左手に入っていた所に申請地があります。

公図についてですが、登記簿地目、現況共に畑です。周囲の状況は、東側は山林、西側と南側は雑種地、北側は河川敷地です。

続いて、土地利用計画図ですが、事業計画区域全体でパネル6, 480枚を使用し、うち申請地では300枚を設置する計画です。売電単価は34円です。給排水はなく、雨水は敷地内自然浸透といたします。周辺には危険防止のためフェンスを設置します。

また、申請人の法人についてですが、他県に本店を置き、自然エネルギーによる発電事業等を主な業務とする資本金100万円の株式会社です。太陽光については、栃木県内では実績はありませんが、他県での実績があります。

写真ですが、こちらは平成30年12月18日の現地調査の際の写真になります。続きまして、こちらは今月の13日に事務局で撮影したものになります。以上でございます。

星 一 徳 議 長

報告が終わりました。ここで皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

星一徳議長
小池毅推進委員
鯉沼慶主任

(小池毅推進委員挙手)
はい、小池委員。
周りはできているのを確認していますが、農地の部分は大丈夫ですか。
はい、大丈夫です。農地の部分へのパネルの設置も進んでいます。継承者も年度内に事業を完了させたいと言っております。大丈夫だと思います。

星一徳議長
星一徳議長

はい、そのようなことですのでよろしいでしょうか。
(「はい。」との声あり)

星一徳議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

星一徳議長

挙手全員です。よりまして、番号2番については、この原案のとおり許可することに決しました。
続いて、3番について担当委員の報告を求めます。
(増淵勝農業委員挙手)

星一徳議長
増淵勝農業委員

はい、部会長お願いします。
私は議案第10号の3番を担当いたしました。
本申請は、日光市森友地内において、一般住宅を目的として転用する案件です。
位置図です。申請地は森友地内。JAかみつがから西へ約150メートルほど行った所に位置します。譲渡人、譲受人、申請地、地目、面積は申請のとおりです。
案内図をお願いします。JAかみつがこの辺にあります。そこから中学校方面へ150メートルほど行った所の交差点を左折して、約300メートルほど行った所を左折して左側に入った所が申請地になります。
公図です。登記簿地目は田、現況は畑です。周囲の状況は、東側が青地、南側と西側が譲渡人所有の畑、北側が青地になっております。
土地利用計画図をお願いします。現地には譲受人、行政書士が立ち会いました。申請地を一般住宅にする計画で、杭打ちがしてありました。給水は公共の上水道を利用します。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理いたします。雨水は敷地内浸透処理いたします。
写真をお願いします。住宅への進入口ですが、水路を挟んでいるので転用許可を受けております。
以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われるので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

星一徳議長

はい、ありがとうございます。
それでは、現地調査後の検討・協議の結果について副部会長から報告願います。

高橋和子農業委員

親から子への使用貸借ということで問題はないと思われます。よろしく願いいたします。

星一徳議長

はい、ありがとうございます。
報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで現地調査を実施した委員以外の農業委員並びに推進委員の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

星一徳議長

よろしいでしょうか。
(「はい。」との声あり)

星一徳議長

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

特段ございません。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号3番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号3番については、この原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、番号4番及び5番につきましては関連しておりますので、合わせて担当委員の報告を求めます。

(福田登美子推進委員挙手)

星 一 徳 議 長

はい、福田登美子委員お願いします。

福田登美子推進委員

私は、議案第10号の4番と5番を担当いたしましたので、ご説明申し上げます。4番と5番は一体の土地となっておりますので、一括してご説明したいと思います。

本申請は、日光市平ヶ崎地内におきまして、売買により宅地分譲を目的として転用する案件でございます。譲渡人、譲受人、申請地、地目、面積につきましては申請のとおりでございます。

位置図による説明をしたいと思います。申請地は平ヶ崎地内。文化会館がこちらにございますが、文化会館から南へ約400メートルのこの赤い部分が申請地でございます。

案内図になります。文化会館から南の方にまいりますと、平ヶ崎の交差点に出ます。平ヶ崎の交差点の信号がこちらにございます。今市インターから市内に続く道がこちらにあります。そのまま直進いたしまして、最初の信号を右折いたします。右折しまして約50メートルほど進んだ左側のこの赤い地点が申請地でございます。

公図になります。登記簿地目は田と畑並びに宅地となっております。現況は畑でございます。この部分が申請地です。4番の案件がこの青く塗られた部分です。この三角の部分とこの広い部分、こちら3筆と1筆の4筆。5番の案件がこの赤く塗られた部分、三角の部分と細長い部分の3筆になります。なお、4番と5番の譲渡人はご夫婦でございます。周囲の状況ですが、東側と北側は道路、西側は本人所有の田と宅地になっております。南側につきましては本人所有の田と畑になっております。

土地利用計画図になります。現地には譲渡人本人、譲受人の代理人の行政書士が立ち会いまして、杭打ちがしてありました。譲渡人が高齢になってきたことから、農作業も辛くなってきており、今回の申請となりました。申請地は第3種農地区分であり、都市計画法の第1種住居地域になっているとのことで、周囲は住宅地となっております。転用後は3区画の分譲を予定しております。この点線の部分です。全部で3区画ということです。給排水につきましては、公共の上下水道を利用し、雨水につきましては、周囲を土留めのブロックをいたしまして、敷地内浸透処理をいたします。資金につきましては、自己資金で賄うことといたしまして、残高証明書も添付されております。

写真になります。こちらの赤い部分です。これが北側から見た写真です。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

ただ今、報告が終わりました。

増 淵 勝 農 業 委 員

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

売買による宅地分譲になります。第3種農地区分でもありますので、何ら問題はないとの部会の統一見解です。ご審議のほどよろしく願います。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで現地調査を実施した委員以外の農業委員並びに推進委員の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいでしょうか。
(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

特段ございません。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号4番及び5番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号4番及び5番については、この原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、番号6番について担当委員の報告を求めます。

(福田重勝推進委員挙手)

星 一 徳 議 長

はい、福田重勝委員お願いします。

福田重勝推進委員

私は、議案第10号の6番を担当いたしました。

本申請は、日光市今市地内において、庭木植栽を目的として転用する案件でございます。

位置図による説明をいたします。申請地は今市地内。東武下今市駅から北西に約500メートル行った地点が申請地です。

案内図による説明をいたします。県道今市・氏家線がこれになります。この辺に東武下今市駅がございます。これを北西に行ったところが申請地でございます。

公図による説明をいたします。登記簿地目は田、現況は畑になっております。周囲の状況ですが、東側と北側は老人ホームを建築中です。西側は青地、南側は田となっております。

土地利用計画図による説明をいたします。現地には行政書士が立ち会いました。申請地を庭木植栽するための計画で、杭打ちがしてありました。給排水はございません。

写真です。これが東武線でここが青地になっています。この部分に庭木植栽をする計画です。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

ただ今、報告が終わりました。

増淵勝農業委員

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。残地を植栽するということです。何ら問題はないとの部会の統一見解です。ご審議のほどよろしく願いします。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで現地調査を実施した委員以外の農業委員並びに推進委員の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいでしょうか。
(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございます

田井哲農業委員
星一徳議長

か。

特段ございません。

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号6番については、この原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星一徳議長

挙手全員です。よりまして、番号6番については、この原案のとおり許可することに決しました。

(午後3時24分 暫時休憩)

(午後3時35分 再開)

星一徳議長

日程第9 議案第11号「非農地証明願について」を議題といたします。はじめに番号1番について担当委員の報告を求めます。

(高橋久美子農業委員挙手)

高橋久美子農業委員

はい、高橋副部長お願いします。

私は、議案第11号の1番を担当いたしました。

本申請は、日光市小代地内において畑を自宅への進入路として利用している案件です。願い出人、願い出地は申請のとおりです。

位置図による説明をいたします。申請地は小代地内。下小代駅から南へ約600メートルに位置します。

案内図による説明をいたします。宇都宮・今市線と県道小来川・文挾・石那田線の交わった所の道路沿いになります。

公図による説明です。登記簿地目は畑です。周囲の状況は、東側及び北側が宅地、西側が道路、南側が青地です。願い出地は、県道の整備で道路の形状・幅員が変わって以来、隣接自宅敷地への進入路として利用され現在に至っております。また、願い出地の奥は、昭和48年頃は線香の作業場として利用していたそうです。

平成7年の空中写真が添付されており、20年以上経過しております。

現地の写真になります。ここが自宅です。この辺が線香の作業場だったそうです。こちらを進入路として使っているそうです。

以上のことから、証明することに問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

星一徳議長

はい、ありがとうございます。

ただ今、報告が終わりました。

増淵勝農業委員

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。別に問題はないという部会の統一見解です。ご審議のほどよろしく願いします。

星一徳議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで現地調査を実施した委員以外の農業委員並びに推進委員の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

星一徳議長

よろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

星一徳議長

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員
星一徳議長

特段ございません。

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番については、この原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号1番については、この原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

続きまして、番号2番について事務局の説明を求めます。
(大島尚美副主幹挙手)

星 一 徳 議 長
大島尚美副主幹

はい、大島副主幹どうぞ。
議案第11号の2番です。

この案件は、昨年8月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みましたので、非農地証明の申請がありました。

本申請は、日光市明神地内において宅地及び山林として利用している案件です。願い出人及び願い出地等は、それぞれ申請のとおりです。

願い出地は明神地内。小学校から西へ約1.2キロメートルの場所に位置します。

小学校から市道を西へ200メートルほど進み、板橋バイパスとの交差点をさらに600メートルほど進み、右折して北西に600メートルほど進んだ右手に願い出地があります。

願い出地は3筆あり、登記簿地目は3筆とも畑となっております。周囲の状況は、東側が山林、西側は田と畑、南側は宅地と道路、北側は宅地と山林となっております。

願い出地のうち北側の2筆につきましては、昭和50年に杉及び檜が植林されて以来、現在まで山林として利用されています。また南の1筆につきましては、昭和42年に宅地及び納屋が建築されて以来、宅地として利用され現在に至っております。

空中写真ですが、平成7年の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。

こちらが山林、こちらが宅地として利用されている部分となります。昨年8月19日の農振除外の現地調査の際に撮影した写真です。次に2月13日に事務局の方で撮影してきたものがありますので、現状は特に変化がないことをご報告いたします。以上になります。

星 一 徳 議 長

報告が終わりました。ここで皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。
(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

特段ございません。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番については、この原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、番号2番については、この原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。
(福田登美子推進委員挙手)

星 一 徳 議 長
福田登美子推進委員

はい、福田登美子委員お願いします。

私は、議案第11号の3番を担当いたしましたので、ご説明申し上げます。本申請は、日光市今市地内におきまして、宅地として利用している案件でございます。願い出人、願い出地は申請のとおりでございます。

位置図による説明をしたいと思います。願い出地は今市地内。市役所本庁か

ら北へ約1キロメートルに位置した場所です。

案内図になります。市役所本庁がこちらになりますが、こちらから国道119号線に出ます。こちらから国道を超えました北側、この赤い部分が願い出地になります。実際には、こちらの並木の中の一方通行の道を下って来まして、左折して入ってきたこちらの赤い部分が願い出地になります。

土地利用図になります。並木の方から入ってきたこちらが申請地です。実際に進入路として、その他居宅それから物置などとして利用されています。登記簿地目は田、現況は宅地と進入路として利用しています。こちらが進入路です。こちらに居宅がありまして、物置、お稲荷さんとかがありました。周囲の状況ですが、東側は本人所有の田、西側と北側は青地になっております。南側は本人所有の田でございます。

昭和61年の空中写真が添付されております。このように建物が建っているのが見えるかと思えます。

写真になります。進入路がありまして、居宅がございます。現地には願い出人の妻と行政書士が立ち会いまして、杭打ちがしてありました。願い出地は、昭和53年12月に居宅を新築して以来、宅地及び進入路として利用しており、41年が経過しております。

このような形になっております。

以上のことから、証明することに問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

ただ今、報告が終わりました。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

この件についても問題はないとの見解が出ております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで現地調査を実施した委員以外の農業委員並びに推進委員の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

特段ございません。

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番については、この原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員です。よりまして、番号1番については、この原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

続きまして、日程第10 議案第12号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(小柳房雄副主幹挙手)

はい、小柳副主幹どうぞ。

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定についてご説明いたします。

本議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による日光市が作成した農用地利用集積計画(案)を決定するために審議をお願いするものです。

今月は、所有権移転及び利用権設定の案件がございます。

星 一 徳 議 長

増 淵 勝 農 業 委 員

星 一 徳 議 長

星 一 徳 議 長

田 井 哲 農 業 委 員

星 一 徳 議 長

星 一 徳 議 長

星 一 徳 議 長

小 柳 房 雄 副 主 幹

まず、所有権移転の案件になります。総会資料は25ページになります。今月の所有権移転の件数は2件で、面積合計は5筆で11,595平米です。譲渡人・譲受人の住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。

次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は26ページから42ページになります。件数は48件、面積合計は257筆で373,663.55平米となります。内訳は、新規が45件、251筆で363,830.55平米、更新が3件、6筆で9,833平米です。

なお、番号1番が農業委員会扱い、2番から48番までが農地利用集積円滑化団体である日光市農業公社扱いとなっております。設定をする者(貸し人)、設定を受ける者(借り人)の住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

ただ今、報告が終わりました。ここで委員の皆様方からのご意見・ご質問をお受けいたします。

特に推進委員さん方は自分の担当地域の区域の部分についてよろしく審議の方をお願いします。

星 一 徳 議 長

特別よろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。

議案第12号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」は、この原案のとおり農用地利用集積計画を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、議案第12号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」は、この原案のとおり農用地利用集積計画を決定することに決しました。

続きまして、日程第11 議案第13号「農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(小柳房雄副主幹挙手)

星 一 徳 議 長

はい、小柳副主幹どうぞ。

小柳房雄副主幹

議案第13号 基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)についてご説明します。

総会資料は43ページになります。

本議案については、基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、基盤強化法の第10の3の(1)の規定により、日光市が作成した農用地利用集積計画(案)を決定するために審議を求められています。件数は2件で、面積は5筆で9,389平米となります。設定をする者(貸し人)、設定を受ける者(借り人)の住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

ただ今、報告が終わりました。ここで委員の皆様方からのご意見・ご質問をお受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。
(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。議案第13号「農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」は、この原案のとおり農用地利用集積計画を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

挙手全員です。よりまして、議案第13号「農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」は、この原案のとおり農用地利用集積計画を決定することに決しました。

続きまして、日程第12 議案第14号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(小柳房雄副主幹挙手)

星 一 徳 議 長

はい、小柳副主幹

小柳房雄副主幹

議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取についてご説明いたします。

総会資料は44ページになります。

本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により日光市が作成した農用地利用配分計画(案)について、農業委員会の意見を求められています。

本件は、先ほど議案第13号でご説明いたしました中間管理権が設定される農地及び報告第6号の29番で解約した農地を受け手へ利用配分する計画(案)です。

今月の農用地利用配分計画は3件で、面積合計は13筆で23,132平米、対象者数は2名です。権利の設定を受ける者(借り人)の住所、氏名及び土地の表示等は記載のとおりです。よろしくご審議をお願い致します。

星 一 徳 議 長

説明が終わりました。ここで委員の皆様からのご質問等お受けいたします。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を終結し、採決いたします。

議案第14号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」は、この原案のとおり同意することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

星 一 徳 議 長

はい、挙手全員です。よりまして、議案第14号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」は、この原案のとおり同意することに決しました。

星 一 徳 議 長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年2月日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後4時00分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

2 番 委 員

3 番 委 員